

診療科・特色等

1. 診療科

内科、内分泌・代謝内科、呼吸器内科、肝臓内科、消化器内科、循環器内科、小児科、外科、乳腺外科、消化器外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科、病理診断科、麻酔科、精神科
麻酔科標榜医：濱田 献、濱田 さつき

2. 当院の特色

- 1) 23の診療科と研究検査科を持つ中核的な総合病院です。
- 2) 成育医療
佐賀県総合周産期母子医療センターとして、周産期医療（ハイリスク妊娠、出産、未熟児、新生児）の更なる強化と産婦人科領域（不妊、思春期、更年期、閉経期、婦人腫瘍）並びに小児科領域（乳幼児から学童期）の診療機能の充実強化により、地方基幹病院としての役割を果たしています。
- 3) がん診療
消化器がん、乳がん、子宮がん等を中心としたがん患者さんの集学的治療を実施し、慢性肝炎～肝硬変～肝がんに一貫して診療にあたり、肝炎の治療と同時に肝がん発症の予防と早期発見・早期治療を目指しています。
- 4) 救急告示病院
土日曜、祝日、夜間を問わず24時間体制で救急患者の受入を行っています。
- 5) 開放型病院
地域のかかりつけ医に開放して病診連携を実現しています。
- 6) 地域医療支援病院
紹介患者に対する医療提供、医療機器等の共同利用、地域の医療従事者に対する研修会を実施し、地域医療機関との連携病院としての役割を担っています。

3. 保有する主な設備

総合周産期母子医療センター
〔新生児特定集中治療室（NICU）12床、新生児治療回復室（GCU）18床、母体・胎児集中治療室（MFICU）6床、居室型分娩室（LDR）1室〕

4. 特殊指定医療

母子医療、救急医療、がん診療、養育医療、更生医療、育成医療、原爆医療、労災医療

5. 保有する主な医療機器

- 1) 診断用機器
全身用CT、MRI、血管連続撮影装置、診断用X線テレビ装置、乳房撮影装置、乳房組織生検装置、内視鏡カメラ装置、骨密度測定装置、超音波診断装置、SPECT-CT装置
- 2) 検査用機器
自動生化学分析装置、全自動免疫化学分析装置、全自動血球計数器、全自動血液凝固測定装置、血液ガス分析装置、脳波計、心電計、輸血検査システム、細菌検査システム、呼吸機能検査システム
- 3) 治療用機器：光凝固装置、新生児集中治療装置、胎児集中監視システム、尿路結石破碎装置、体外衝撃波結石破碎装置、体外衝撃波結石破碎装置、リニアック装置、その他診断、検査、治療機器の整備・充実に努め、地域の方々への期待に応えられるよう努力しております。

6. その他

- 1) 当院では、医療安全管理者等による相談及び支援を受けることが出来ます。詳しくは、患者相談窓口へおたずねください。
- 2) 当院の敷地内（建物及び建物外）は全面禁煙となっております。喫煙所はございません。ご協力をお願いします。
- 3) 当院では、医療従事者の勤務環境改善のため、次の取り組みを行っています。
・院内保育所の設置 ・医師事務作業補助者の配置 ・看護補助者の配置
- 4) 当院は入院医療費の算定にあたり、包括評価と出来高評価を組み合わせる“DPC対象病院”となっております。
※医療機関別系数1.4499（基礎系数1.0505+機能評価係数Ⅰ0.3438+機能評価係数Ⅱ0.0556）

施設基準に関する事項

当院は、施設基準に関する下記の届出を行っています。

1. 看護料に関する事項

- 1) 当院は、厚生労働大臣が定める基準による看護を行っている保険医療機関及び労災指定病院です。
- 2) 時間帯毎の看護職員1人当たりの受け持ち患者数は各病棟に掲示してあります。

2. 保険医療機関の職員以外の者による看護（付添看護）に関する事項

当院は基準看護を行っており、患者さんの負担による付添看護は認められていません。

3. 入院中の食事に関する基準関係

- 1) 入院時食事療養（Ⅰ）
- 2) 管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については、午後6時以降）適温で提供しています。
- 3) 入院時食事療養費の標準負担額について

一般の方（市民税課税世帯）	1食 490円
市民税非課税世帯の方 （入院日数が91日目以降）	1食 230円 1食 180円
70歳以上で所得が一定基準以下（低所得者Ⅰ）	1食 110円

4. 新生児特定集中治療室及び母体・胎児集中治療室管理料について

新生児特定集中治療室（NICU）及び母体・胎児集中治療室（MFICU）に入院した場合に算定されます。

5. 医療DX推進について

当院はオンライン資格確認により取得した診療情報を診察室で閲覧・活用できる体制を整えています。
また、電子処方箋および診療情報共有サービスの導入により、質の高い診療を実施するための十分な情報を取得・活用して診療を行っています。

保険外併用療養費に関する事項

当院は、保険外併用療養費に関する下記の届出を行っています。

1. 初診料に関する基準関係

他の保険医療機関等からの紹介によらず、当病院に直接来院された患者さまにつきましては、初診にかかる費用として7,700円をお支払い頂きます。
ただし、緊急その他やむを得ない事情により、他の保険医療機関等からの紹介によらず来院された場合にあってはこの限りではありません。

2. 保険外併用療養費に関する事項

- 1) 3人室以上については、室料差額の徴収は一切認められていません。
- 2) 当院の特別室は1人室です。なお、特別室の料金を徴収できるのは特別室に入室の希望があった場合に限られます。料金は次のとおりです。
特別室A 6,600円（3室）・特別室B 5,500円（5室）・特別室C 4,950円（38室）・特別室D 3,300円（2室）・LDR室 8,800円（1室）
- 3) 入院期間が180日を超えた患者さまは、1日につき入院基本料の15%（2,783円）をお支払い頂きます。ただし、一部の疾患では除外されます。

3. 実費徴収について

実費徴収項目および金額については、外来ホールへ掲示しています。

4. 長期収載品の選定療養に関する事項

後発医薬品（ジェネリック）がある薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金をお支払いいただきます。

5. その他

当院では、衛生材料等の治療（看護）行為及びそれに密接に関連した「サービス」や「物」についての費用や「施設管理等」名目での費用の徴収は一切行っておりません。
領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目がわかる明細書を無料で発行しております。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない患者さんについても、明細書を無料で発行いたします。明細書には、使用した薬剤や検査の名称が記載されます。その点をご理解頂き、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない場合は会計窓口までその旨をお申し出下さい。